

一般社団法人 江東区観光協会 ご旅行条件書(国内募集型企画旅行)

ご旅行をお申し込みいただく前に、必ずこの「ご旅行条件書」をお読みください。

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条 4 に定める取引条件説明書面および同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

(1)この旅行は一般社団法人江東区観光協会(東京都江東区東陽 4-5-18 東京都内事登録旅行業第 3-7455 号、以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
(2)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができますように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
(3)旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)および当社「旅行業約款募集型企画旅行」契約の部になります。

3. 旅行のお申込みと契約の成立時期

(1)当社が定めた必要事項を記入した申込書にて店頭にて申込みを行う他、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行申込みを行い(旅行代金の 20%を限度として申込金を添えていただく場合がございます)、当社の定める期日までに旅行代金をお支払いいただきます。
(2)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金もしくは申込金を受理した時点で成立するものといたします。なお、申込金は旅行代金をお支払いの際差し引かせていただきます。
(3)当社は、団体・グループを構成する旅行としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代表権を有しているものとみなします。
(4)契約責任者は当社が定める期日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
(5)当社は、契約責任者が構成者に対して現に責任を負い、または将来負うことが予想される債務または義務については何ら責任を追うものではありません。
(6)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
(7)お申込みの段階で満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、お客様の承諾を得て、お客様に期限を確認した上でお待ちいただく場合がございます。この場合予約可能となるよう、手配努力をいたします。この場合の契約の成立は、予約可能となった旨の通知を行い、契約を締結し、旅行代金もしくは申込金を受領したときになります。

4. お申込条件

(1)20 歳未満の方は、原則、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で 15 歳未満の方は特別な旅行企画の内容による場合以外は保護者の同行を条件とさせていただきます。
(2)特定のお客様を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。
(3)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方など、その他特別な配慮を必要とするお客様は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状況になった場合も直ちにお申し出ください)。お申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況および必要とされる措置についてお伺いし、または書面で申し出ていただくことがあります。
(4)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために、同伴者または介助者の同行などを条件とさせていただきます場合、利用機関等の求めにより医師の診断書を提出、現地事情や運送機関等の状況などにより、お客様の同意の上、コースの一部内容を変更させていただく場合があります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は、ご参加をお断りし、旅行契約を解除させていただく場合があります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担となります。
(5)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または治療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
(6)お客様のご都合による別行動は原則としてお受けできません。ただし、状況により別途条件をお付けしてお受けする場合があります。
(7)お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等を書面にてご連絡いただきます。
(8)お客様が、他のお客様に迷惑をおよぼす、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。
(9)お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、または総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りすることがあります。
(10)お客様が当社らに対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為またはこれらに準じる行為を行った場合はご参加をお断りすることがあります。
(11)お客様が風説を流布し、偽計を用いもしくは威迫を用いて当社の信用を毀損しもしくは当社らの業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断り

することがあります。
(12)その他当社らの業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、当社の定める期日までにお支払いいただきます。取消料、違約金および追加料金が発生した場合はそれをお支払いいただくことがあります。

6. 旅行代金について

(1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満 12 歳以上の方は大人料金、満 6 歳以上 12 歳未満の方子ども料金となります。また、満 3 才以上 6 才未満の幼児で、運送機関の座席確保及び宿泊施設の食事、寝具等必要な場合はこども料金となります。
(2)旅行代金は各コースごとに表示してございます。記載された条件と合わせてご確認ください。

7. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

(1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービス内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しいたします。契約書面はウェブサイト、パンフレット、当旅行条件書等により構成されます。
(2)本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始前日までにお渡しします。ただしお申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日前以降の場合、旅行開始当日にお渡しすることがあります。
(3)第 3 項(2)に定める契約の成立後に手配状況の確認を希望する問い合わせがあったときは、確定書面のお渡し前であっても当社らは手配状況についてご説明いたします。

8. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事料金、観光料金(入場・拝観・ガイド等)および消費税等諸税・サービス料のほか、ウェブサイト、パンフレット等で「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。
※上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻しいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

前項に記載されていないものは含まれません。旅行日程の「自由行動」「自由見学」「別料金」「各自で」等と記載されている区間の交通費、食事代、入場料、旅行中の個人的費用(電話、クリーニング、飲物代等)・税等、集合地まで、または解散地からの交通費は含まれません。

10. 旅行契約内容・旅行代金の変更

(1)当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます)を変更することがあります。ただし、緊急時において、やむを得ない場合は、変更後に説明します。
(2)ご利用いただく運輸機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額または減額される場合、当社はその増額または減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額または減額します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。

11. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、お客様は所定の用紙に必要事項を記入のうえ、当社宛にご提出していただきます。この際交替に要する手数料として所定の金額をお支払いいただきます。また、旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があったときに効力が生ずるものとし、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、当該旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することとなります。なお、当社は手配先が旅行者の交替に応じない等の理由により交替をお断りする場合があります。

12. お客様による旅行契約の解除および旅行代金等の払い戻し

(1)お客様は、次に定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様が、当社の営業所の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいたときを基準といたします。

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)旅行代金に対する料率
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 11 日目にあたる日までに解除する場合	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 10 日目にあたる日以降 8 日目にあたる日までに解除する場合	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目にあたる日以降 2 日目にあたる日までに解除する場合	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の 40%
旅行開始当日に解除する場合	旅行代金の 50%

旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%
----------------------	------------

※旅行契約の成立後、上記取消料区分に入ってから的人员減、旅行開始日・コースの変更は取消とみなされ取消料がかかります。

(2)お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部変更についてはご旅行全体の取消しとみなし、所定の取消料を収受いたします。
(3)お客様は次にあげる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
A)第 10 項に基づき契約内容が変更されたとき、その他の重要なものであるときに限ります。
B)第 10 項(2)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
C)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる可能性が極めて大きいとき。
D)当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
(4)当社は、本項(1)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金から所定の取消料を差引いた残額を払い戻します。
(5)当社は、本項(3)より旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金の全額を払い戻します。

13. 当社による旅行契約の解除

(1)旅行開始前
A)当社は、次にあげる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
(ア)お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになった場合。
(イ)お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められる場合。
(ウ)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められる場合。
(エ)お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めた場合。
(オ)お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 3 日目(宿泊をともなう日帰り旅行にあっては 13 日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
(カ)降雪量等(スキー等における)の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きい場合。
(キ)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
B)お客様が、当社の定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとみなします。この場合において、お客様は当社に対して、第 12 項(1)に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
C)お客様が第 4 項(8)から(11)に該当することが判明した場合。
(2)旅行開始後
A)当社は、次にあげる場合において旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。
(ア)お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられない場合。
(イ)お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わない場合、またはこれらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる場合。
(ウ)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となった場合。
B)当社が本項(2)の A)の規定に基づいて旅行契約を解除した場合は、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
C)当社は、本項(2)A)の(ア)、(ウ)の規定によって旅行開始後に旅行契約を解除した場合は、お客様のご依頼に応じてお客様のご負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。
D)お客様が第 4 項(8)から(11)に該当することが判明した場合。

14. 旅行代金の払い戻し

当社は、第 10 項の規定により旅行代金が減額された場合または第 12 項および第 13 項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じた場合は、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

15. 旅程管理

(1)当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し次にあげる業務を行ないます。当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。

A)お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができない可能性がある」と認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。B)本項(1)A)の措置を講じたにもかかわらず、旅行内容の変更をせざるを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。

(2)お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するために当社の指示に従っていただきます。
(3)添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行します。本項(1)にあげる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部または一部を行いません。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
(4)現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行します。現地添乗員の業務内容は本項(3)における添乗員の業務に準じます。
(5)現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません。現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。
(6)現地添乗員、現地係員が同行しない、もしくは業務を行わない区間において悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配および必要な手続きは、お客様自身で行っていただきます。

16. お客様に対する当社の責任および免責事項

(1)当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
(2)お客様が次にあげるような事由により損害を被られても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当社または当社の手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。
A)天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
B)運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
C)運送、宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
D)官公署の命令、伝染病による隔離またはこれによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
E)自由行動中の事故
F)食中毒
G)盗難
H)運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地的滞在時間の短縮
(3)お荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます)を限度として賠償いたします。

17. お客様の責任

(1)お客様の故意または過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被った場合は、当社はお客様に損害の賠償を申し受けます。
(2)お客様は、旅行契約を締結するに際して、当社から提供する情報(ウェブサイト、パンフレット、当旅行条件書等)を活用し、お客様の権利義務、その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
(3)お客様は、旅行開始後に、契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供された」と認識した場合は、旅行中においても速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供者または当社に申し出なければなりません。
(4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認められたときは必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置を要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を直接お支払いいただくか、仮に当社が立替払いをした場合は当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

18. 特別補償

(1)当社は、第16項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款の特別補償規程により、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体または手荷物の上に被られた一定の損害について、予め定める金額の
A)死亡補償金として1,500万円
B)入院見舞金として入院日数により2~20万円
C)通院見舞金として通院日数により1~5万円
D)携行品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一個または一対については、10万円を限度とします。
(2)当社が第16項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害補償金の一部または全部に充当します。
(3)当社の旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施される小旅行(オプションツアー)のうち、当社が主催するものについては、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
(4)お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、山岳登山、ボブスレー、リュージュ、ハングライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞金を支払いません。ただし、当該運動が旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
(5)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、

航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳および現金支払機用カードも含みます)、各種データとの他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については損害補償金を支払いません。

19. 旅程保証

(1)当社は、次表左欄にあげる契約内容の重要な変更(次のA)、B)、C)にあげる変更を除きます)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第18項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
A)次にあげる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います)。
(ア)旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
(イ)戦乱
(ウ)暴動
(エ)官公署の命令
(オ)欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
(カ)遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
(キ)旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置
B)第12項および第13項での規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係わる変更
C)パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
(2)当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
(3)当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第16項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
(4)当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1.契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
2.契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3.契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限り)。	1.0	2.0
4.契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0	2.0
5.契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6.契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0	2.0
7.契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備または景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8.前各号にあげる変更のうち募集パンフレットまたは契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
注2)確定書面が交付された場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間または確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
注3)第3号または第4号にあげる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合には、1泊につき1件として取り扱います。
注4)第4号にあげる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
注5)第4号または第6号もしくは第7号にあげる変更が1乗車船等または1泊の中で生じた場合であっても、1乗車船等または1泊につき1変更として取り扱います。
注6)第8号にあげる変更については、第1号から第7号までを適用せず、第8号によります。

20. 国内旅行傷害保険への加入について

旅行中万一不慮の事故等によりお客様が怪我をされた場合、あるいは携行品が損害を被った場合等に備え、当社ではお客様の安全の確保と利便の増進を図る一助として国内旅行傷害保険へ加入しております。ただし、ご旅行中には、病気、怪我により多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身でも充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。

21. 個人情報の取り扱いについて

当社は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。また、当社は各種企画のご案内、統計資料の作成、アンケートのお願いにお客様の個人情報を利用させていただく場合があります。その他、当社の個人情報の取扱いに関する方針は、当社のウェブサイトをご覧ください。

22. その他

(1)お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う治療費等の諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用を各お客様にご負担いただきます。
(2)お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。
(3)旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知ください。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認められたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。
(4)ご集合時刻は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
(5)事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならぬ事態が生じても当社はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
(6)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

23. 募集型企画旅行約款について

本旅行条件書に定めない事項については当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社の旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款(標準旅行業約款)は、当社ウェブサイト(<https://koto-kanko.jp>)からもご覧いただけます。

24. ご旅行条件の基準

この旅行条件は、2021年8月1日を基準としています。旅行代金算出の基準日は、当社ウェブサイト又はパンフレット毎に記載しております。

【問合せ先】(旅行企画・実施) 一般社団法人 江東区観光協会 〒135-0016 東京都江東区東陽 4-5-18 江東区産業会館内 TEL：03-6458-7400 FAX：03-6458-7420 東京都印事登録旅行業第 3-7455号 総合旅行業務取扱管理者 千賀美友紀 一般社団法人全国旅行業協会 正会員
